

介護サービス事業者
自主点検表（令和3年7月版）

地域密着型通所介護

及び

総合事業通所型サービス

事業所番号

事業所の名称

開設法人の名称

管理者名

記入者名

記入年月日

令和 年 月 日

健康推進部介護保険課

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後5年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- (6) この自主点検表は地域密着型通所介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定地域密着型通所介護事業者が介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの指定を併せて受け、かつ指定地域密着型通所介護の事業と介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスについても指定地域密着型通所介護の運営基準等に準じて（地域密着型通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスに読み替えて）一緒に自主点検してください。
なお、太枠で囲われた部分については介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの指定を受けている事業所のみ自主点検してください。
（介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（5）に従って記入してください。）。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
平18厚劳令34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
基準解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名）
市条例	入間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日入間市条例第36号）
市予防規則	入間市介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成28年2月23日入間市規則第11号）
消防法	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
消防法施行令	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）
消防法施行規則	消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）
労働安全衛生法	労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
平18厚劳告126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生省告示第126号）
報酬留意事項通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連盟通知）
平12厚告27	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
平27厚劳告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
平27厚劳告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）

介護サービス事業者自主点検表 目次

第1	基本方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2	人員に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第3	設備に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第4	運営に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第5	変更の届出等	・・・・・・・・・・・・・・・・	41
第6	介護給付費の算定及び取扱い	・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第7	その他	・・・・・・・・・・・・・・・・	84

※改正等で内容が追加、変更になった場合は赤字で下線をつけて表記してあります。

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第1 基本方針				
1 基本方針	地密	<p>地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものになっていますか。</p>	はい・いいえ	市条例59条の2
	総合	<p>介護予防・日常生活総合事業通所介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を目指すものとなっていますか。</p>	はい・いいえ	市予防規則3条

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第2 人員に関する基準				
1 基本的事項	共通	<p>※ 「常勤」（用語の定義） 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 ただし、<u>母性健康管理措置又は育児及び介護のための所為低労働時間の短縮等の措置</u>が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。 また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、1の事業者によって行われる地域密着型通所介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、地域密着型通所介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>※ <u>併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といった但し書きがあるものに限り、</u> <u>同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。</u></p> <p>※ <u>また、人員基準においては常勤要件が求められている場合、従事者が労働基準法第65条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限り）の規定により、同条第2号に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。</u></p> <p><u>「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の意義）</u> 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（通所介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p>		<p>基準解釈通知第2、2(3)</p> <p>基準解釈通知第2、2(4)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ ただし、地域密着型通所介護については、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものです。</p> <p>※ 「常勤換算方法」（用語の定義） 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が地域密着型通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p><u>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。</u></p> <p>※ 従業者の員数 地域密着型通所介護の「単位」とは、同時に、一体的に提供される地域密着型通所介護をいうものです。 例えば、次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。</p> <p>ア 地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われこれらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合</p> <p>イ 午前と午後とで別の利用者に対して地域密着型通所介護を提供する場合</p> <p>また、利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して地域密着型通所介護を行うことも可能です。 なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。</p> <p>※ 8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあつては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。</p>		<p>基準解釈 通知第2、 2(1) 平成27年度 介護報酬改 定に関する Q& A(vol.1)問 2</p>
地域	※			

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	共通	<p>※ 生活相談員、介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準に定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものです。 必要な勤務延時間数が確保されれば、当該職種の従業員の員数は問いません。</p> <p>※ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの地域密着型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。 従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して地域密着型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して通所介護を提供する場合であって、それぞれの地域密着型通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者の数、10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。</p>		
2 生活相談員	共通	<p>① 地域密着型通所介護の提供を行う時間数（以下「提供時間数」という。）に応じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる生活相談員を1人以上配置していますか。</p> <p>※ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。</p> <p>ア 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ① 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会を課程を修了した者 ③ 社会福祉士 ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ⑤ ①から④と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者）</p> <p>イ これと同等以上の能力を有すると認められる者、市では県と同様に通常のデイサービスにおいて介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めます。</p> <p>※ 生活相談員については、地域密着型通所介護等の単位の数にかかわらず、地域密着型通所介護事業所等における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものです。 ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とします。</p>	はい・いいえ	<p>市条例59条の3第1項第1号 (平成18厚労令34第20条第1項第1号)</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・1(2)</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・1(2)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	共通	<p>例えば、1単位の地域密着型通所介護等を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p> <p>また、午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p> <p>※ 地域密着型通所介護事業所等が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、地域密着型通所介護事業所等を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、(次のページへ続きます)</p> <p>※ ・ サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間 ・ 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間 ・ 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間（例えば、地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合、利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合）など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。 ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。</p> <p>※ 生活相談員の事業所外での活動に関しては、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要があります。</p> <p>② 生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤としていますか。</p>	はい・いいえ	<p>平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問49</p> <p>市条例第59条の3第7項</p>
3 看護職員	共通	<p>① 地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1人以上配置していますか。</p> <p><u>※ 定員（同時にサービス提供を受けられる利用者数の上限）が1人以上の事業所のみ</u></p> <p>※ 看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。 ア 看護師 イ 准看護師</p>	はい・いいえ	<p>市条例第59条の3第1項第2号（平成18厚労令34第20条第1項第2号）</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等																																										
		<p>※ 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて地域密着型通所介護事業所等と密接かつ適切な連携を図ってください。</p> <p>※ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が地域密着型通所介護事業所等の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとします。 なお、「密接かつ適切な連携」とは、地域密着型通所介護事業所等へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。 この場合、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要があります。</p>		<p>基準解釈通知第3・2の2・1(1)⑥</p> <p>平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問50</p>																																										
4 介護職員	共通	<p>① 地域密着型通所介護等の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該通所介護の提供に当たる介護職員を、利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者の数を5で除した数に1を加えた数以上確保していますか。</p> <p>② 利用定員が11人以上の場合は、地域密着型通所介護等の単位ごとに、介護職員を常時1人以上、従事させていますか。</p> <p>③ 利用定員が10人以下の場合は、地域密着型通所介護等の単位ごとに看護職員又は介護職員を常時1人以上当該地域密着型通所介護等に従事させていますか。</p> <p>介護職員については、地域密着型通所介護等の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出されます。</p> <p>なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とします。</p> <p>（確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数15人まで 単位ごとに、確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 ・利用者数16人以上 単位ごとに、確保すべき勤務延時間数＝ $【（利用者数 - 15） \div 5 + 1】 \times 平均提供時間数$ <p>※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、$（18 - 15） \div 5 + 1 = 1.6$となり、5時間の勤務時間数を1.6名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、$5 \times 1.6 = 8$時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となります。</p> <p>【確保すべき介護職員の勤務延べ時間数の具体例】</p> <table border="1" data-bbox="379 1850 1209 1993"> <thead> <tr> <th>利用者数</th> <th colspan="6">平均提供時間数（時間）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>3.0時間</th> <th>4.0時間</th> <th>5.0時間</th> <th>6.0時間</th> <th>7.0時間</th> <th>8.0時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15人以下</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>16人</td> <td>3.6</td> <td>4.8</td> <td>6</td> <td>7.2</td> <td>8.4</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>17人</td> <td>4.2</td> <td>5.6</td> <td>7</td> <td>8.4</td> <td>9.8</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>18人</td> <td>4.8</td> <td>6.4</td> <td>8</td> <td>9.6</td> <td>11.2</td> <td>12.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数</p>	利用者数	平均提供時間数（時間）							3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	15人以下	3	4	5	6	7	8	16人	3.6	4.8	6	7.2	8.4	9.6	17人	4.2	5.6	7	8.4	9.8	11.2	18人	4.8	6.4	8	9.6	11.2	12.8	はい・いいえ	<p>市条例第59条の3第1項第3号（平成18厚労令34第20条第1項第3号）</p> <p>市条例第59条の3第3項</p> <p>市条例第59条の3第2項</p>
利用者数	平均提供時間数（時間）																																													
	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間																																								
15人以下	3	4	5	6	7	8																																								
16人	3.6	4.8	6	7.2	8.4	9.6																																								
17人	4.2	5.6	7	8.4	9.8	11.2																																								
18人	4.8	6.4	8	9.6	11.2	12.8																																								

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができることとされたことから、例えば複数の単位の指定通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。</p> <p>なお、介護職員については、地域密着型通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされていますが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意してください。</p>		
5 機能訓練指導員	共通	<p>機能訓練指導員を1以上配置していますか。</p> <p>※ 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有している必要があります。 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師またはきゅう師</p> <p>※ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。</p> <p>※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができます。</p> <p>※ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p>	はい・いいえ	<p>市条例第59条の3第1項第4号</p> <p>(平18厚労令34第20条第1項第4号)</p> <p>市条例第59条の3第6項(平18厚労令34第20条第6項)</p> <p>基準解釈通知3・2の2・1(3)</p>
6 管理者	共通	<p>事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所で地域密着型通所介護従業者としての職務に従事する場合 イ 同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	はい・いいえ	<p>市条例第59条の4(平18厚労令34第21条)</p> <p>基準解釈通知3・2の2・1(4)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第3 設備に関する基準				
1 設備及び備品等	共通	<p>① 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※ 設備は、専ら当該地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければなりません。ただし、利用者に対する通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。</p> <p>※ 設備を他事業と共有する場合、特に感染症対策などについて、一層の衛生管理に努めてください。</p> <p>② 地域密着型通所介護事業者が地域密着型通所介護事業所の設備又は地域密着型通所介護事業所の設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出ていますか。</p> <p>※ 宿泊サービスを提供する場合の届出事項については、「埼玉県における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」別紙様式1を参照してください。 また届け出た内容に変更があった場合は、変更の事由が生じてから10日以内に、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、1月前までに、市長に届け出てください。</p>	はい・いいえ	市条例第59条の5第1項(平18厚労令34第22条第1項)市条例第59条の5第3項(平18厚労令34第22条第3項)基準解釈通知第3・2の2(4)
2 食堂及び機能訓練室	共通	<p>① 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p>※ 上記にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。</p> <p>※ 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではありません。ただし、地域密着型通所介護通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な地域密着型通所介護通所介護の提供が期待される場合はこの限りではありません。</p> <p>※ 地域密着型通所介護の機能訓練室等と、地域密着型通所介護事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における通所リハビリテーションを行うためのスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとします。</p>	はい・いいえ	市条例第59条の5第2項第1号ア(平18厚労令34第22条第2項第1号イ)市条例第59条の5第2項第1号イ(平18厚労令34第22(剩第2項第1号ロ)基準解釈通知第3・2の2・2(2)基準解釈通知第3・2の2・2(4)

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	共通	<p>ア 当該部屋等において地域密着型通所介護の機能訓練室等と通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。</p> <p>イ 地域密着型通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、地域密着型通所介護の設備基準を満たし、かつ、通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。</p>		
3 相談室	共通	<p>相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。</p> <p>車いす利用者が利用できる配慮がなされていますか。</p>	はい・いいえ	市条例第59条の5第2項第2号 (平18厚労令34第22条第2項第2号)
4 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	共通	<p>消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。</p> <p>消火器の有効期限は期限内か確認していますか。</p>	はい・いいえ はい・いいえ	市条例第59条の5第1項 (平18厚労令34第22条第1項)

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第4 運営に関する基準				
1 内容及び 手続の説明及び同意	共通	<p>サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 地域密着型通所介護従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 第三者評価の実施状況 等</p> <p>※ 同意は、利用者及び地域密着型通所介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。</p> <p>※ <u>従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</u></p>	はい・いいえ	市条例第59条の20(準用第9条) (平18厚労令34第37条(準用第3条の7第1項)) 準用(基準解釈通知第3・1・4(1))
2 提供拒否の禁止	共通	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	いない・いる	市条例第59条の20(準用第10条) (平18厚労令34第37条(準用第3条の8)) 準用(基準解釈通知第3・1・4(2))
3 サービス提供困難時の対応	共通	<p>通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の地域密着型通所介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p>	はい・いいえ	市条例第59条の20(準用第11条) (平18厚労令34第37条(準用第3条の9))
4 受給資格等の確認	共通	<p>① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p>	はい・いいえ	市条例第59条の20(準用第12条第1項) (平18厚労令34第37条(準用第3条の10第1項))

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ	
5 要介護認定の申請に係る援助	共通	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ② 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ はい・いいえ	市条例第59条の20（準用第13条第1項）（平18厚労令34第37条（準用第3条の11第1項） 市条例第59条の20（準用第13条第2項）（平18厚労令34第37条（準用第3条の11第2項）
6 心身の状況等の把握	共通	サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	市条例第59条の6（平18厚労令34第23条
7 居宅介護支援事業者等との連携	共通	① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 ② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ はい・いいえ	市条例第59条の20（準用第15条第1項）（平18厚労令34第37条（準用第3条の13第1項） 市条例第59条の20（準用第15条第2項）（平18厚労令34第37条（準用第3条の13第2項）
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	共通	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	市条例第59条の20（準用第16条）（平18厚労令34第37条（準用第3条の14）
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	共通	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ	市条例第59条の20（準用第17条）（平18厚労令34第37条（準用第3条の15）

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
10 居宅サービス計画等の変更の援助	共通	<p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p>※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、地域密着型通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。</p> <p>※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。</p>	はい・いいえ	<p>市条例第59条の20(準用第18条)(平18厚労令34第37条(準用第3条の16))</p> <p>準用(基準解釈通知第3・1・4(9))</p>
11 サービスの提供の記録	共通	<p>① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。</p> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。</p> <p>※ 記載すべき事項とは、次にあげるものが考えられます。 ア 地域密着型通所介護の提供日 イ サービスの内容 ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項</p> <p>② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者へ提供していますか。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければなりません。 【市独自基準】</p>	はい・いいえ	<p>市条例第59条の20(準用第20条第1項)(平18厚労令34第37条(準用第3条の18第1項))</p> <p>準用(基準解釈通知第3・1・4(11)①)</p> <p>市条例第59条の20(準用第20条第2項)(平18厚労令34第37条(準用第3条の18第2項))</p> <p>市条例第59条の19第2項第2号(準用(基準解釈通知第3・1・4(11)②))</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
12 利用料等の受領	共通	<p>① 法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供される地域密着型通所介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p> <p>② 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない地域密着型通所介護を供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである地域密着型通所介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。</p> <p>※ なお、そもそも介護保険給付等の対象となる地域密着型通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 利用者に、当該事業が地域密着型通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付等の対象とならないサービスであることを説明し理解を得ること。</p> <p>イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、地域密着型通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 会計が地域密着型通所介護の事業の会計と区分されていること。</p> <p>③ 上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <p>ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>イ 通常要する時間を超える地域密着型通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 (通所型サービスでは受け取ることができません。)</p> <p>ウ 食事の提供に要する費用</p> <p>エ おむつ代</p> <p>オ 地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。</p> <p>④ ③オの費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱われていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>市条例第59条の7第1項(平18厚労令34第24条第1項)</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(1)①(第3・1・4(12)①)</p> <p>市条例第59条の7第2項(平18厚労令34第24条第2項)</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(1)①(第3・1・4(12)②)</p> <p>市条例第59条の7第3項(平18厚労令34第24条第3項)</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(1)②</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	共通	<p>⑤ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>⑥ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p>⑦ ⑥の領収証には、当該サービスに係る費用及びその他の費用の額について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p>※ 医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスを併せて利用している者）の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。（「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取り扱いについて」平成12年6月1日老発第509号を参照）。</p> <p>※ 平成24年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。 医療系サービスを併せて利用しない地域密着型通所介護において、介護福祉士等による喀痰吸引が行われた場合は、当該サービスの自己負担額（介護保険対象分）の10%が医療費控除の対象となります。 この場合、該当する利用者の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額の10%）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 従来の利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載とにならないようご注意ください。</p>	はい・いいえ	市条例第59条の7第5項（平18厚労令34第24条第5項） 法第42条の2第9項 施行規則第65条の5（準用第65条）
13 保険給付の請求のための証明書の交付	共通	法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	市条例第59条の20（準用第22条）（平18厚労令34第37条（準用第3条の20））
14 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	地域	<p>① 地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。</p> <p>② 事業者は、自らその提供する地域密着型通所介護の質の評価を行うとともに、常にその改善を図っていますか。</p>	はい・いいえ	市条例第59条の8第1項（平18厚労令34第25条第1項） 市条例第59条の8第2項（平18厚労令34第25条第2項）
15 通所型サービスの基本取扱方針	総合	① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい・いいえ	市予防規則第16条第1項

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>② 事業者は、自らその提供する通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。</p> <p>③ 事業者は、単に利用者の運動器の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものでなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならない自立した日常生活を営むことを目的としてサービス提供をしていますか。</p> <p>④ 事業者は利用者がその能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。</p> <p>⑤ 事業者はサービス提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加できるよう適切な働きかけをしていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>市予防規則第16条第2項</p> <p>市予防規則第16条第3項</p> <p>市予防規則第16条第4項</p> <p>市予防規則第16条第5項</p>
16 地域密着型通所介護の具体的な取扱方針	地域	<p>① 地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われていますか。</p> <p>② 地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って、日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。</p> <p>③ 地域密着型通所介護の提供にあたっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p>④ 地域密着型通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明をしていますか。</p> <p>⑤ 地域密着型通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、サービスの提供を行っていますか。</p> <p>⑥ 地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。</p> <p>※ 特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。</p> <p>※ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして地域密着型通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応してください。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>市条例第59条の9第1号(平18厚労令34第26条第1号)</p> <p>市条例第59条の9第2号(平18厚労令34第26条第2号)</p> <p>市条例第59条の9第3号(平18厚労令34第26条第3号)</p> <p>市条例第59条の9第4号(平18厚労令34第26条第4号)</p> <p>市条例第59条の9第5号(平18厚労令34第26条第5号)</p> <p>市条例第59条の9第6号(平18厚労令34第26条第6号)</p> <p>市条例第59条の9第6号</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(2)③④⑤</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ 地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。</p> <p>ア あらかじめ地域密着型通所介護通所介護計画に位置付けられていること。</p> <p>イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p>		
17 通所型サービスの具体的な取扱方針	総合	<p>① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p> <p>② 通所型サービス事業所の管理者は、①にある利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成していますか。</p> <p>③ 介護予防通所介護計画は既に介護予防計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p>④ 通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>⑤ 管理者は介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p>⑥ 通所型サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p>⑦ 通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p>⑧ 通所型サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、サービスの提供を行っていますか。</p> <p>⑨ 通所型サービスの管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供開始時から、少なくとも一月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握(モニタリング)をおこなっていますか。</p> <p>⑩ 管理者はモニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。</p> <p>⑪ 管理者はモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防介護計画の変更を行っていますか。</p>		<p>市予防規則第17条第1号</p> <p>市予防規則第17条第2号</p> <p>市予防規則第17条第3号</p> <p>市予防規則第17条第4号</p> <p>市予防規則第17条第5号</p> <p>市予防規則第17条第6号</p> <p>市予防規則第17条第7号</p> <p>市予防規則第17条第8号</p> <p>市予防規則第17条第9号</p> <p>市予防規則第17条第10号</p> <p>市予防規則第17条第11号</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	共通	<p>※ 地域密着型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された地域密着型通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。</p> <p>※ 「サービスの提供方法等」とは、地域密着型通所介護の目標及び内容や利用日の行事、日課等も含むものです。</p>		<p>基準解釈通知第3・2の2・3(2)②</p>
18 地域密着型通所介護計画の作成	共通	<p>① 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成していますか。</p> <p>※ 地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。</p> <p>※ 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。</p> <p>② 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p>※ 地域密着型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p> <p>③ 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 地域密着型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。</p> <p>④ 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p>※ 交付した地域密着型通所介護計画は、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければなりません。 【市独自基準】</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>市条例第59条の10第1項 (平18厚労令34第27条第1項 基準解釈通知3・2の2・3(3)①②)</p> <p>市条例第59条の10第2項 (平18厚労令34第27条第2項 基準解釈通知3・2の2・3(3)③)</p> <p>市条例第59条の10第3項 (平18厚労令34第27条第3項) 基準解釈通知3・2の2・3(3)④</p> <p>市条例第59条の10第4項 (平18厚労令34第27条第4項 市条例第59条の19第2項第1号)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>⑤ 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</p> <p>※ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。</p> <p>⑥ 地域密着型通所介護事業者は、居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。</p>	はい・いいえ	<p>市条例第59条の10第5項 (平18厚労令34第27条第5項)</p> <p>基準解釈通知3・2の2・3(3)⑤</p> <p>基準解釈通知3・2の2・3(3)⑥ (準用第3・1・4(16)⑫)</p>
19 管理者の責務	共通	<p>① 地域密着型通所介護の管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p>② 地域密着型通所介護の管理者は、当該事業所の従業者に「第1－4運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。</p>	はい・いいえ	<p>市条例第59条の11第1項(平18厚労令34第28条第1項)</p> <p>市条例第59条の11第2項(平18厚労令34第28条第2項)</p>
20 利用者に関する市町村への通知	共通	<p>利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしに通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき</p> <p>イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p>	はい・いいえ	<p>市条例第59条の20(準用第28条) (平18厚労令34第37条(準用第3条の26))</p>
21 高齢者虐待の防止	共通	<p><u>(1) 虐待の未然防止</u></p> <p><u>従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。</u></p> <p><u>事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。</u></p> <p><u>同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</u></p> <p>(高齢者虐待に該当する行為)</p> <p>ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p>	はい・いいえ	<p>高齢者虐待防止法第20条</p> <p>高齢者虐待防止法第2条</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>ウ 利用者に対する著し暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>エ 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p><u>(2) 虐待等の早期発見</u> <u>従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることを自覚し、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）をとっていますか。</u></p> <p><u>また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。</u></p> <p><u>(3) 虐待等への迅速かつ適切な対応</u> <u>高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報していますか。</u></p> <p><u>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があります、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。</u></p> <p><u>虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じていますか。</u></p> <p><u>【努力義務】</u> <u>虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置について点検を行ってください。</u> <u>以下①～④の適用にあたっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までは努力義務とします。</u></p> <p><u>① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図っていますか。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>高齢者虐待防止法第5条</p> <p>高齢者虐待防止法第21条</p> <p>市条例第59条の20第1項（準用 第40条の2第1項）</p> <p>平18厚労令34第37条 準用（第3条の38の2第1号）</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ <u>虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。</u></p> <p><u>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</u></p> <p>※ <u>虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。</u></p> <p>※ <u>また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</u></p> <p>※ <u>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</u></p> <p><u>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</u> <u>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</u> <u>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</u> <u>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</u> <u>オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</u> <u>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</u> <u>キ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</u></p> <p>② <u>虐待の防止のための指針を整備していますか。</u></p> <p>※ <u>「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</u> <u>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</u> <u>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</u> <u>ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</u> <u>エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</u> <u>オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</u> <u>カ 成年後見制度の利用支援に関する事項</u> <u>キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</u> <u>ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</u> <u>ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</u></p>	はい・いいえ	<p>平18厚労令 34第37条 準用 (第3条の38 の2第2号)</p> <p>基準解釈通 知3・2の 2・3(12)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>③ <u>地域密着型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。</u></p> <p>※ <u>従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとし、職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</u></p> <p>④ <u>①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。</u></p> <p>※ <u>事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平18厚労令34第37条準用（第3条の38の2第3号）</p> <p>平18厚労令34第37条準用（第3条の38の2第4号）</p>
22 介護職員等による喀痰吸引等について(以下、該当事業者のみ記入してください。)	共通	<p>平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等（介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象）が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、痰の吸引等を実施することができるようになりました。貴事業所は該当しますか。</p> <p>※ 制度の概要については、次の厚生労働省ホームページの資料を参照してください。</p> <p>○ 喀痰吸引等制度の概要 [検索方法] 厚生労働省のホームページの検索で、「喀痰吸引 等制度について」と入力し、該当するPDFファイルを選択。</p> <p>1 認定特定行為業務従事者について</p> <p>① 介護職員等が痰の吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。</p> <p>② 認定特定行為業務従事者は何人いますか。</p> <p>2 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者について</p> <p>① 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。 (介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。)</p> <p>[業務開始年月日 平成 年 月 日]</p>	<p>該当・非該当</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、3 同法施行規則第26条の2、3 平成23年11月11日社援発第1111号 厚生労働省社会・援護局長通知</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>② 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。</p> <p>【登録している行為】該当するものに○をつける (たん吸引) 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内 (経管栄養) 胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養</p> <p>3 たん吸引等の業務の実施状況について</p> <p>① 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。</p> <p>② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。</p> <p>③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。</p> <p>④ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。</p> <p>⑤ 痰吸引等の実施に関する安全委員会を定期的を開催していますか。</p> <p>⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。</p>	はい・いいえ	
23 運営規程	共通	<p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。</p> <p>※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定地域密着型通所介護の利用定員 オ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 <u>コ 虐待の防止のための措置に関する事項</u> サ その他運営に関する重要事項</p> <p><u>※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</u></p>	はい・いいえ	市条例第59条の12 (平18厚労令34第29条)

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	<p>地域</p> <p>共通</p>	<p>※ ウの「営業日及び営業時間」について、8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う地域密着型通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に併せて明記してください。 例えば、サービス提供時間（9時間）の前に連続して1時間、後ろに連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う地域密着型通所介護事業所にあつては、当該地域密着型通所介護事業所の営業時間は12時間ですが、運営規程には、サービス提供時間9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載してください。</p> <p>※ エの「地域密着型通所介護の利用定員」は、同時に通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。</p> <p>※ オの「地域密着型通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものです。 「利用料」には、法定代理受領サービスである地域密着型通所介護に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない地域密着型通所介護の利用料を、「その他の費用の額」としては基準第24条第3項の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。</p> <p>※ カの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> <p>※ キの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が地域密着型通所介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものです。</p> <p>※ ケの「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。</p> <p>※ <u>コの「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係わる、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指します。</u></p>		<p>基準解釈通知第3・2の2・3(5)</p>
<p>24 勤務体制の確保等</p>	<p>共通</p>	<p>① 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。</p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> <p>② 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p>※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。</p> <p>※ ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>市条例第59条の13条（平18厚労令34第30条） 基準解釈通知第3・2の2・3(6)①</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(6)②</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>③ 従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p> <p>④ ③の際、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じていますか。</p> <p><u>【努力義務】</u> 当該設問の適用にあたっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までは努力義務とします。</p> <p>※ 認知症介護に係る基礎的な研修とは「認知症介護基礎研修」のことを指します。</p> <p>※ 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者として、 具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>※ 経過措置について 令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければなりません。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない）。</p> <p>⑤ 適切な地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>市条例第59条の13第3項 (平18厚労令34第30条第3項)</p> <p>市条例第59条の13第4項 (平18厚労令34第30条第4項)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p><u>ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容</u> <u>事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。</u> <u>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</u> <u>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</u> <u>b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</u></p> <p>※ <u>イ 事業主が講じることが望ましい取組について</u></p> <p><u>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</u></p> <p><u>①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</u> <u>②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</u> <u>③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。</u></p> <p><u>介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。</u> <u>(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)</u></p> <p>※ <u>パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。</u></p>		<p>基準解釈通知第3・2の2・3(22)⑥</p>
25 定員の遵守	共通	<p>利用定員を超えて地域密着型通所介護等の提供を行っていませんか。</p> <p>※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	はい・いいえ	<p>市条例第59条の14 市予防規則第10条 (平18厚労令34第31条)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ 地域密着型通所介護と通所型サービスの指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、双方の利用者を利用定員に含みます。</p> <p>※ 適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護報酬の減算の対象となります。</p>		平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問51
26 非常災害対策	共通	<p>非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制づくりを求めることとしたものです。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせてください。 また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p>	はい・いいえ	市条例第59条の15 市予防規則第11条 (平18厚労令34第32条) 基準解釈通知3・2の2・3(7)
27 衛生管理等	共通	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p>② 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。</p> <p>※ 次の点に留意してください。 ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 イ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ※ 施設内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の管理を行ってください。</p>	はい・いいえ はい・いいえ	市条例第59条の16第1項 (平18厚労令34第33条第1項) 市条例第59条の16第2項 (平18厚労令34第33条第2項) 基準解釈通知第3・2の2・3(8)①②③

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ イに掲げる感染症等については、以下の通知等に基づき発生及びまん延を防止するための措置を徹底してください。 「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」（令和3年3月厚生労働省老健局） 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月厚生労働省老人保健健康等増進事業） 「老人ホーム等における食中毒予防の徹底について」（平成28年9月16日厚生労働省通知） 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日厚生労働省通知別添） 「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底について」（平成17年1月10日厚生労働省通知） 「インフルエンザ施設内感染予防の手引」（平成25年11月改定 厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室） 「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成11年11月26日厚生労働省通知） 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日厚生労働省通知） 「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年厚生労働省告示264）</p> <p>※ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。</p> <p>※ ウについては、施設内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の管理を行ってください。</p> <p>③ 従業者の健康診断を定期的に行っていますか。</p> <p>※ 非常勤職員も含め、常時使用する労働者に対して、1年以内(深夜業等に従事する従業員は6月以内)ごとに1回の定期的な実施が義務付けられています。</p> <p>④ <u>当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次のアからウに掲げる措置を講じているか点検してください。</u> <u>なお、アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</u> <u>【努力義務】</u> <u>当該事項の適用にあたっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までは努力義務とします。</u></p> <p><u>ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図っていますか。</u></p> <p><u>※ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>労働安全衛生法第66条第1項</p> <p>労働安全衛生規則第44条・第45条</p> <p>(平18厚労令34第33条第2項第1号)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p><u>構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。</u></p> <p><u>※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</u></p> <p><u>※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</u></p> <p><u>イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。</u></p> <p><u>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してください。</u> <u>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</u></p> <p><u>ウ 事業所において、通所介護従業者に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。</u></p> <p><u>※ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。</u> <u>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。</u></p> <p><u>※ また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行ってください。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。</u> <u>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>(平18厚労令34第33条第2項第2号)</p> <p>(平18厚労令34第33条第2項第3号)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
27 新型コロナウイルス感染症対策		<p>① <u>事業所における取組として以下の対策を講じていますか。</u></p> <p><u>(感染症対策の再徹底)</u> <u>ア 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進</u> <u>イ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に入り出した者の記録等を準備(直近2週間)</u> <u>(施設への立ち入り)</u> <u>ア 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい発熱が認められる場合は入館を断る</u> <u>イ 業者等の施設内に入り出した者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録</u></p> <p>② <u>職員の取組として以下の対策を講じていますか。</u></p> <p><u>ア 「高齢者介護施設等における感染対策マニュアル改定版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底</u> <u>イ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底</u> <u>ウ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応</u> <u>エ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組として、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底</u></p> <p>③ <u>ケア等の実施時の取組として以下の対策を講じていますか。</u></p> <p><u>(基本的な事項)</u> <u>感染症拡大防止の観点から、「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底</u></p> <p><u>(送迎時の対応等)</u> <u>ア 送迎者に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る</u> <u>イ 送迎時には、窓を開ける等換気に注意し、送迎後に利用者の接触頻度の高い場所(手すり等)を消毒</u> <u>ウ 発熱等により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供し、同事業所は必要に応じ訪問介護等の提供を検討</u> <u>エ 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービス確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業者等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努める。</u></p> <p><u>※ 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組についても、厚生労働省通知等を参考とし、適切に実施してください。</u></p>	はい・いいえ	社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年4月7日 事務連絡)

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
28 <u>業務継続計画の策定等</u>		<p><u>【努力義務】</u> <u>当該項目の適用にあたっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までは努力義務とします。</u></p> <p>① <u>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</u></p> <p>※ <u>業務継続計画には、以下の項目等を記載してください</u> <u>ア 感染症に係る業務継続計画</u> <u>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</u> <u>b 初動対応</u> <u>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</u> <u>イ 災害に係る業務継続計画</u> <u>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</u> <u>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</u> <u>c 他施設及び地域との連携</u></p> <p>※ <u>各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。</u></p> <p>② <u>地域密着型通所介護従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</u></p> <p><u>研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしします。</u> <u>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。</u> <u>また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</u></p> <p><u>訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとしします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</u> <u>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。</u></p>	はい・いいえ	<p>条例第59条の20準用（第32条の2）</p> <p>平18厚令34第37条準用（第3条の30の2）</p> <p>条例第59条の20準用（第33条の2第2項）</p> <p>平18厚令34第37条準用</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにしてください。</p> <p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>	はい・いいえ	
29 地域との連携等		<p>① サービスの提供に当たっては、運営推進会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければなりません。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p>※ 運営推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会のことです。</p> <p>※ 運営推進会議は事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。</p> <p>※ 「地域住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p> <p>※ 運営推進会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 指定地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。</p> <p>※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 イ 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</p> <p>② ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。</p>	はい・いいえ	市条例59条の17第1項 平18厚労令34第34条第1項 市条例第59条の17第2項

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ <u>公表の際には利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護してください。</u></p> <p>※ <u>運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければなりません。</u></p> <p>③ <u>事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</u></p> <p>※ <u>指定地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</u></p> <p>④ <u>事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めていますか。</u></p> <p>※ <u>介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めることを規定したものです。</u> <u>なお、「市が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。</u></p> <p>⑤ <u>事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護を提供するよう努めていますか。</u></p> <p>※ <u>高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する通所介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者に通所介護を提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、項目11に記載した正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものです。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平18厚労令34第34条第2項</p> <p>平18厚労令34第34条第3項</p> <p>平18厚労令34第34条第4項</p> <p>平18厚労令34第34条第5項</p>
30 掲示	共通	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p>※ <u>利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。</u></p> <p>※ <u>次に掲げる点に留意して掲示を行ってください。</u></p> <p><u>ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</u></p> <p><u>イ 通所介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、通所介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</u></p>	はい・いいえ	市条例第59条の20(準用第34条)(平18厚労令34第37条(準用第3条の32))

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ <u>重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。</u></p>		
31 秘密保持等	共通	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> <p>② 当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。</p> <p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p> <p>④ 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日厚生労働省)」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>市条例第59条の20(準用第35条第1項) (平18厚労令34第37条(準用第3条の33第1項))</p> <p>市条例第59条の20(準用第35条第2項) (平18厚労令34第37条(準用第3条の33第2項))</p> <p>準用(基準解釈通知第3・1・4(23)②)</p> <p>市条例第59条の20(準用第35条第3項) (平18厚労令34第37条(準用第3条の33第3項))</p> <p>準用(基準解釈通知第3・1・4(23)③)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと</p> <p>イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること</p> <p>ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業員及び委託先を監督すること</p> <p>エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと</p> <p>オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと</p> <p>カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より</p> <p>医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイダンスにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイダンスを遵守する努力を求めるものです。</p>		<p>個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)</p> <p>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平29.4.14厚生労働省)</p>
32 広告	共通	<p>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。</p>	いない・いる	<p>市条例第59条の20(準用第36条)(平18厚労令34第37条(準用第3条の34))</p>
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	共通	<p>居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	いない・いる	<p>市条例第59条の20(準用第37条)(平18厚労令34第37条(準用第3条の35))</p>
34 苦情処理	共通	<p>① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。</p> <p>ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること</p> <p>イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること</p> <p>ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること</p> <p>エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示すること</p> <p>② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p>	はい・いいえ	<p>市条例第59条の20(準用第38条第1項)(平18厚労令34第37条(準用第3条の36第1項))</p> <p>準用(基準解釈通知第3・1・4(25)①)</p> <p>市条例第59条の20(準用第38条第2項)(平18厚労令34第37条(準用第3条の36第2項))</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければなりません。 【市独自基準】</p> <p>③ 市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>④ 市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。</p> <p>⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>市34第37条(準用第3条の36第2項) 準用(基準解釈通知第3・1・4(25)②)</p> <p>市条例第59条の19第2項第4号</p> <p>市条例第59条の20(準用第38条第3項) (平18厚労令34第37(準用第3条の36第3項))</p> <p>市条例第59条の20(準用第38条第4項) (平18厚労令34第37(準用第3条の36第4項))</p> <p>市条例第59条の20(準用第38条第5項) (平18厚労令34第37(準用第3条の36第5項))</p> <p>市条例第59条の20(準用第38条第6項) (平18厚労令34第37(準用第3条の36第6項))</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
35 事故発生時の対応	共通	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。</p> <p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければなりません。(市独自基準)</p> <p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p> <p>④ 事故が発生した場合にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。</p> <p>⑤ 夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、①及び②に準じた必要な措置を講じていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>市条例第59条の18第1項 (平18厚労令34第35条第1項)</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(10)①</p> <p>市条例第59条の18第2項 (平18厚労令34第35条第2項)</p> <p>市条例第59条の18第3項 (平18厚労令34第35条第3項)</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(10)②</p> <p>基準解釈通知第3・2の2・3(10)③</p> <p>市条例第59条の18第4項 (平18厚労令34第35条第4項)</p>
36 会計の区分	共通	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日 老計第8号)</p>	はい・いいえ	<p>市条例第59条の20(準用第41条 (平18厚労令34第37条(準用第3条の39))</p> <p>準用(基準解釈通知第3・1・4(28))</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
37 記録の整備	共通	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>② 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存していますか。【市独自基準】</p> <p>ア 地域密着型通所介護計画 イ 市条例第59条の20において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 市条例第59条の20において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録 エ 市条例第59条の20において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 オ 市条例第59条の18第2項に規定する事故等の状況及び事故に際して採った処置についての記録 カ 市条例第59の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができます。</p> <p>※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によるすることができます。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>市条例第59条の19第1項 (平18厚労令34第36条第1項)</p> <p>市条例第59条の19第2項 (平18厚労令34第36条第2項)</p> <p>市条例第203条</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第5 変更の届出等				
1 変更の届出等	共通	<p>事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に、その旨を入間市長（介護保険課）宛てに届け出ていますか。</p> <p>※ 変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の建物の構造、専用区画等</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>カ 運営規程</p> <p>※ 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出てください。</p>	はい・いいえ	<p>法第75条第1項</p> <p>施行規則第131条第1項第6号</p> <p>法第75条第2項</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
第6 介護給付費の算定及び取扱い				
1 基本的事項	地域	<p>① 費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表2の2地域密着型介護費」により算定していますか。</p> <p>② 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。</p> <p>③ 単価に単位数を乗じて得た額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。</p>	はい・いいえ	平18厚労告126第1号 平18厚労告126第2号 平18厚労告126第3号
2 所要時間による区分の取扱い	地域	<p>① 現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p>※ サービスを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車いすへの移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。</p> <p>ア 居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合</p> <p>イ 送迎時に居宅内の介助等を行う者が次のいずれかの者である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士 ・ 実務者研修修了者 ・ 旧介護職員基礎研修課程修了者 ・ 旧ホームヘルパー1級研修課程修了者、 ・ 介護職員初任者研修修了者（旧ホームヘルパー2級研修課程修了者を含む） ・ 看護職員 ・ 機能訓練指導員 ・ 当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員 <p>居宅内介助等は、個別に送迎する場合のみに限定するものではありませんが、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められません。</p> <p>※ 当日の利用者の心身の状況から、実際の地域密着型通所介護の提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えありません。</p> <p>なお、地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、地域密着型通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。</p> <p>同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の地域密着型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位数が算定されます。</p>	はい・いいえ	平18厚労告126別表2の2注1 報酬留意事項通知2・3の2(1) 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問54

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>利用者が短期入所者生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、地域密着型通所介護費は算定しません。</p> <p>② 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次のア又はイに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p>※【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p>ア 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合</p> <p>イ 看護職員又は介護職員の員数が、指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第34号）第20条に定める員数に満たない場合</p> <p>【1. 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について】</p> <p>利用者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均を用います。1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。</p> <p>※ 利用者の数が、地域密着型通所介護費の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が地域密着型通所介護費の算定方法に規定する算定方法に従って減額され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。</p> <p>※ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。また、この場合にあつては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととします。</p> <p>【2. 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について】</p> <p>ア 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用います。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ</p> <p>人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。</p> <p>イ 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用います。この場合1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。</p>	はい・いいえ	<p>平18厚労告126別表2の2注1</p> <p>平12厚告27第5号の2イ</p> <p>報酬留意事項通知第2・3の2(19)</p> <p>報酬留意事項通知第2・3の2(20)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>ウ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。 (看護職員の算定式) サービス提供日に配置された延べ人数÷サービス提供日数<0.9</p> <p>9 (介護職員の算定式) 当該月に配置された職員の勤務延時間数÷当該月に配置すべき職員の勤務延時間数<0.9</p> <p>エ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます。(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。) (看護職員の算定式) 0.9≤サービス提供日に配置された延べ人数÷サービス提供日数<1.0 (介護職員の算定式) 0.9≤当該月に配置された職員の勤務延時間数÷当該月に配置すべき職員の勤務延時間数<1.0</p>		
3 短時間の 場合の算定	地域	<p>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合は、「所要時間3時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>※ 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者です。</p> <p>なお、2時間以上3時間未満の通所介護であっても、通所介護本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではありません。利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等を実施してください。</p> <p>※ 平均利用延人員数の計算に当たっては、当該地域密着型通所介護事業所に係る地域密着型通所介護事業者が、通所型サービスの指定併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該通所型サービスにおける前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含みます。</p> <p>したがって、地域密着型通所介護事業者が通所型サービスの指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該通所型サービスの平均利用延人員数は含めない取扱いとします。</p>	はい・いいえ	<p>平18厚労告126別表2の2注3</p> <p>報酬留意事項通知第2・3の2(2)</p> <p>平27厚労告94第35号の3(準用第14号)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
4 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱い		<p><u>感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</u></p> <p><u>利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると市が認める場合には、当該加算の算定期間が終了した月の翌月から3月以内に限り延長が可能です。</u></p> <p>※ <u>3%加算の延長を申請する場合でも、加算適用の申請を行った際の算定基礎により判定を行うこととします。</u></p> <p>※ <u>加算算定の期間内又は加算延長の期間内に、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減算していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了とします。</u></p> <p>※ <u>基本報酬への3%加算（以下「3%加算」という。）の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせします。</u> <u>なお、今般の新型コロナウイルス感染症は3%加算や規模区分の特例の対象となります。</u></p> <p>※ <u>本加算は、区分支給限度額基準額管理の対象外の算定項目です。</u> <u>〔計算方法〕</u> <u>各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の計算方法については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する〔計算方法〕</u> <u>各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の計算方法については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）の第2の7（4）及び（5）を参照して計算</u> <u>各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、計算した値の小数第3位を四捨五入することとします。</u> <u>各月の利用延人員数が5%以上減少しているかを判定するにあたっての端数処理は、百分率で表した後に小数第3位を四捨五入することとします。</u></p> <p>※ <u>3%加算の単位数算定にあたっての端数処理は、「基本的事項」の②を準用し、小数点以下四捨五入とします。</u></p> <p><u>〔加算の算定にあたっての届出〕</u></p>	はい・いいえ	<p>平18厚労告126 別表2の2注5 留意事項第2の3の2(3) 令3老認発0316第4号、老老発0316第3号 別紙 II (1)</p> <p>令3老認発0316第4号、老老発0316第3号 別紙 I</p> <p>令3老認発0316第4号、老老発0316第3号 別紙 II (3)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>① <u>〔算定要件〕に基づき、月の利用延人員数が減少しているか判定します。</u></p> <p>② <u>①の結果、当該月の利用延人員数が5%以上減少している場合は、当該減少月の翌月15日までに、市に加算算定の届出を行い、届出の翌月（加算適用開始月）から3月間加算を算定することができます。</u></p> <p>③ <u>当該加算算定の届出を行った事業所は、加算算定の届出を行った月から算定終了月まで、毎月利用延人員数を算出します。各月の利用延人員数を算定基礎と比較し、5%以上減少していなかった場合は、その旨を速やかに市に届け出ることとします。（届出を怠った場合は、当該加算に係る報酬について返還となる場合があります。そのため、留意してください。なお、5%以上減少していた場合は、届出を行う必要はありませんが、監査時等市からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。）</u></p> <p>④ <u>加算算定終了の前月においてもなお、算定基礎と比較して月の利用延人員数が5%以上減少している場合には、当該月の翌月15日までに、利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要すること等の加算算定の延長を希望する理由を添えて、市に加算算定の延長の届出を行い、当該延長の届出の翌月から3月間加算算定の延長を行うことが可能です。（ただし⑤により、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了とします。）</u></p> <p>⑤ <u>加算算定の延長の届出を行った事業所は、加算算定延長の届出を行った月及びその翌月について、各月の利用延人員数を算出します。各月の利用延人員数を算定基礎と比較し、5%以上減少していなかった場合は、その旨を速やかに市に届け出ることとします。（届出を怠った場合は、加算延長に係る報酬について返還となる場合があります。そのため、留意してください。なお、5%以上減少していた場合は、届出を行う必要はありませんが、監査時等市からの求めに応じて提示できるよう、各月の利用延人員数を記録しておくこと。）</u></p>		
5 連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い	地密	<p>算定対象時間（8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の所要時間とその前後に連続して行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間）が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>イ 9時間以上10時間未満の場合 50単位 ロ 10時間以上11時間未満の場合 100単位 ハ 11時間以上12時間未満の場合 150単位 ニ 12時間以上13時間未満の場合 200単位 ホ 13時間以上14時間未満の場合 250単位</p> <p>※ 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 9時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合 9時間の地域密着型通所介護の前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定されます。 	はい・いいえ	平18厚労告126別表2の2注4 報酬留意事項通知2・3の2(3)

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>また、当該加算は地域密着型通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 8時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、地域密着型通所介護と延長サービスの通算時間は13時間であり、4時間分(=13時間-9時間)の延長サービスとして200単位が算定されます。 <p>なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものですが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いていることが必要です。</p> <p>※ 当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受ける場合には、延長加算を算定することができません。</p>		
6 中山間地域等居住者加算(通所型サービスも同様)	共通	<p>下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて通所介護を行った場合は、1日につき(通所介護相当サービスは1月につき)所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 対象地域(該当地域の正確な区域は、各市町村に確認してください)。 飯能市(名栗/風影・阿寺/上・下久通)、 越生町(梅園)、ときがわ町(都幾川)、 秩父市(浦山/上吉田/大滝/吉田/荒川)、 横瀬町(全域)、皆野町(金沢/日野沢/三沢)、 小鹿野町(全域)、東秩父村(全域)、 本庄市(本泉)、神川町(神泉)、寄居町(風布)、 春日部市(宝珠花)</p> <p>※ 本加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできません。</p>	はい・いいえ	平18厚労告126別表2の2注7 報酬留意事項通知第2・3の2(6)(準用第2・2(7))
7 入浴介助加算	地密	<p><u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位を所定単位数に加算していますか。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。</u></p> <p><u>入浴介助加算(Ⅰ) 40単位</u> <u>入浴介助加算(Ⅱ) 55単位</u> 【厚生労働大臣が定める算定基準】 <u>イ 入浴介助加算(Ⅰ)</u> <u>入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助ですか。</u></p> <p><u>ロ 入浴介助加算(Ⅱ)</u> <u>次のいずれにも適合していること。</u></p> <p><u>(1) 入浴介助加算(Ⅰ)の基準に適合していますか。</u></p>	はい・いいえ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> はい・いいえ	平18厚労告126別表2の2注10 報酬留意事項通知第2・3の2(8)

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>(2) <u>医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していますか。</u> <u>また、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っていますか。</u></p> <p>※ <u>入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居宅において、自身でまたは家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下「家族・訪問介護員等」という。）の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下のa～cを実施することを評価するものです。なお、入浴介助加算（Ⅱ）の算定に係る者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a～cを実施してください。</u></p> <p>a <u>医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。）が利用者の居宅を訪問（個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。）し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価します。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定通所介護事業所に対しその旨情報共有してください。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意してください。</u></p> <p>※ <u>当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行ってください。</u></p> <p>b <u>指定通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成します。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができます。</u></p>	はい・いいえ	

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>c <u>bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行います。なお、この場合の「個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境」とは、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものと</u>して差し支えありません。また、入浴介助を行う際は、<u>関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであることと</u>します。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にしてください。</p> <p>※ <u>入浴介助加算（Ⅰ）（Ⅱ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものですが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものです。</u></p> <p><u>なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適とされる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとします。</u></p> <p>② <u>体調不良等により入浴を実施しなかった場合について、加算を算定していませんか。</u></p> <p>※ <u>地域密着型通所介護計画に、入浴の提供が位置付けられている場合であっても、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。</u></p>	はい・いいえ	
8 中重度者ケア体制加算	地密	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 届出には、以下の添付書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 資格証等(写) (提出済みの場合は省略可) ・ 中重度者ケア体制加算算定表(詳細については、埼玉県の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表添付書類等チェックリスト」の様式を参考にしてください。) <p>【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上配置していること。</p> <p>イ 地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>ウ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。</p>	はい・いいえ	平18厚労告126別表2の2注9 平27厚労告95第51号の3

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で2以上確保する必要があります。</p> <p>このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。</p> <p>なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。</p> <p>具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の間25を参照してください。</p> <p>※ 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。</p> <p>具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の間31を参照してください。</p> <p>なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で要介護状態区分が変更になった場合は、月末の要介護状態区分を用いて計算します。</p> <p>※ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。</p> <p>ア 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。</p> <p>イ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。</p> <p>また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし所定の割合を下回った場合については、直ちに市長に届出を提出しなければなりません。</p> <p>※ 看護職員は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があります、他の職務との兼務は認められません。</p> <p>※ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。</p> <p>また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに、認知症加算も算定できます。</p> <p>※ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあつては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとします。</p>		<p>報酬留意事項通知第2・3の2(8)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>なお、今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を地域密着型通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、指定地域密着型通所介護の提供を行うことが必要です。</p>		
9 個別機能訓練加算	地密	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、<u>(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</u></p> <p>ただし、個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定している場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロは算定できません。</p> <p>1 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56単位 2 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 85単位 3 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20単位</p> <p>※ 届出には、以下の添付書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 機能訓練指導員資格を証する書面(写) (提出済みの場合は省略可) ・ 個別機能訓練計画書(写) <p>【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p>1 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していますか。</u></p> <p>※ <u>1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。</u></p> <p>※ <u>指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めることができません。</u></p> <p>(2) <u>機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていますか。</u></p> <p>(3) <u>個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数種類に機能訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていますか。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>□ □ □</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平18厚労告126別表2の2注13</p> <p>平27厚労告95第51号の4</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>(4) <u>機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成していますか。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況とその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能計画の見直し等を行っていますか。</u></p> <p>(5) <u>定員超過減算及び人員欠如減算に該当していませんか。</u></p> <p>2 <u>個別機能訓練加算（I）ロ</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>個別機能訓練加算（I）イにより配置された専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置していますか。</u></p> <p>※ <u>1週間のうち特定の曜日だけ、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上及び専ら機能訓練を実施する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。</u></p> <p>※ <u>指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めることができません。</u></p> <p>(2) <u>個別機能訓練加算（I）イの(2)から(5)に掲げる基準のいずれにも適合していますか。</u></p> <p>3 <u>個別機能訓練加算（II）</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>個別機能訓練加算（I）の基準を満たしていますか。</u></p> <p>(2) <u>利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。</u></p> <p>※ <u>厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととします。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発第3号）を参照してください。</u></p> <p>※ <u>サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>◎ <u>各個別機能訓練加算に共通する事項</u> <u>個別機能訓練加算のいずれかを算定している場合は以下についても点検してください。</u></p> <p>① <u>各加算に関わる個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画書を作成していますか。</u></p> <p>② <u>個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえて設定していますか。</u></p> <p>③ <u>利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標を設定していますか。</u></p> <p>④ <u>単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標を設定していますか。</u></p> <p>⑤ <u>個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助していますか。</u></p> <p><u>※ 個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。</u> <u>[個別期の訓練の実施体制・実施回数について]</u></p> <p>① <u>個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行っていますか。</u></p> <p><u>※ 必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練をしてください。</u></p> <p>② <u>訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定していますか。</u></p> <p>③ <u>個別機能訓練は、概ね週1回以上実施することを目安に行っていますか。</u></p> <p><u>※ 本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があります。</u> <u>[個別機能訓練実施後の対応について]</u></p> <p>① <u>個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行っていますか。</u></p> <p>② <u>3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認を行っていま</u></p>	はい・いいえ	

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>③ <u>利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録していますか。</u></p> <p>④ <u>概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行っていますか。</u></p> <p>⑤ <u>利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行う場合、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ています</u></p> <p>※ <u>テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</u> <u>〔その他の留意事項について〕</u></p> <p>※ <u>定員超過減算及び人員欠如減算のいずれかに該当する場合は、個別機能訓練加算（I）イ及び個別機能訓練加算（I）ロを算定することはできません。</u></p> <p>※ <u>個別機能訓練加算（I）イを算定している場合は個別機能訓練加算（I）ロを算定することはできません。また個別機能訓練加算（I）ロを算定している場合は、個別機能訓練加算（I）イを算定することはできません。</u></p> <p>※ <u>個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、個別機能訓練加算（I）イ及び個別機能訓練加算（I）ロを算定することはできません。</u></p> <p>※ <u>個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしてください。</u></p> <p>※ <u>個別機能訓練加算（I）イ及び個別機能訓練加算（I）ロの目標設定・個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号）」を参照してください。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	
10 生活機能向上連携加算について	共通	<p><u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、</u> <u>アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として1月につき、</u> <u>イについては1月につき、次に掲げる単位数を加算していますか。</u></p> <p><u>生活機能向上連携加算（I）と（II）は併算定不可。また個別機能訓練加算を算定している場合、（I）は算定せず、（II）は1月につき100単位を所定単位数に加算してください。</u></p> <p><u>ア 生活機能向上連携加算（I） 100単位</u> <u>イ 生活機能向上連携加算（II） 200単位</u> <u>※ 個別機能訓練加算を算定する場合は100単位</u> 【厚生労働大臣が定める算定基準】 <u>ア 生活機能向上連携加算（I）</u> <u>次のいずれにも適合すること。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>平18厚労告126別表2の2注12</p> <p>報酬留意事項通知第2・3の2(10)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>(1) <u>指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所（総合事業）の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。</u></p> <p>(2) <u>個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。</u></p> <p>(3) <u>(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。</u></p> <p>※ <u>(1)について、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。</u> <u>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院のことです。</u></p> <p>※ <u>個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行ってください。</u></p> <p><u>なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとします。</u></p> <p>※ <u>個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について</u></p> <p>① <u>機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。</u></p> <p>② <u>理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明してください。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p><u>また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</u></p> <p>ロ <u>生活機能向上連携加算（Ⅱ）</u> <u>次のいずれにも適合していること。</u></p> <p>(1) <u>指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。</u></p> <p>(2) <u>個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。</u></p> <p>(3) <u>(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。</u></p> <p>※ <u>生活機能向上連携加算（Ⅱ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこととします。</u></p> <p><u>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であることとします。</u></p> <p>※ <u>個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について</u></p> <p>① <u>機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。</u></p> <p>② <u>理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行ってください。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ <u>個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供してください。</u></p> <p>※ <u>機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。</u></p> <p>※ <u>個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はありません。</u></p>		
11 ADL維持等加算	地密	<p><u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。</u></p> <p>イ <u>ADL維持等加算（Ⅰ） 30単位</u> ロ <u>ADL維持等加算（Ⅱ） 60単位</u> ハ <u>ADL維持等加算（Ⅲ） 3単位</u></p> <p>【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p>イ <u>ADL維持等加算（Ⅰ）</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>評価対象者（当該指定通所介護事業所の利用期間（(2)において「評価対象利用期間」という。）が6月を超える者をいう。）の総数が10人以上ですか。</u></p> <p>(2) <u>評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用が無い場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していますか。</u></p> <p>(3) <u>評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の期基準に基づき算出した値（以下「ADL利得」という。）の平均値が1以上ですか。</u></p> <p>ロ <u>ADL維持等加算（Ⅱ）</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>ADL維持等加算（Ⅰ）の(1)及び(2)の基準に適合していますか。</u></p> <p>(2) <u>評価対象者のADL利得の平均値が2以上ですか。</u> [厚生労働大臣が定める期間] ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間</p> <p><u>〔ADL維持等加算の算定上の留意事項〕</u></p> <p>① <u>ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行うものとします。</u></p> <p>② <u>ADL維持等加算（Ⅰ）の(2)におけるADL値の提出は、LIFEを用いて行うものとします。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>□ □ □</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平18厚労告126別表2の2注12</p> <p>平27厚労告95第16号の2</p> <p>報酬留意事項通知第2・3の2(11)</p> <p>留意事項第2の3の2(12)①イ</p> <p>留意事項第2の3の2(12)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等																		
		<p>③ <u>ADL維持等加算（Ⅰ）の(3)及びADL維持等加算（Ⅱ）の(2)におけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とします。</u></p> <table border="1" data-bbox="424 488 1123 875"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1、 2以外の者</td> <td>ADL値が0以上25 以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ADL値が30 以上50 以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ADL値が55 以上75 以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ADL値が80 以上100 以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2、 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者</td> <td>ADL値が0以上25 以下</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ADL値が30 以上50 以下</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ADL値が55 以上75 以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ADL値が80 以上100 以下</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ <u>③においてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100 分の10 に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100 分の10 に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下「評価対象利用者」という。）とします。</u></p> <p>⑤ <u>他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者を含めるものとします。</u></p> <p>⑥ <u>令和3年度については、評価対象期間において次のaからcまでの要件を満たしている場合に、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月（令和3年4月1日までに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注12に掲げる基準（以下この項目において「基準」という。）に適合しているものとして市長に届出を行う場合にあっては、令和3年度内）に限り、ADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できることとします。</u></p> <p>a <u>ADL維持等加算（Ⅰ）の(1)、(2)及び(3)並びにADL等維持加算(2)の基準（ADL維持等加算(2)については、厚生労働省への提出を除く。）を満たすことを示す書類を保存していること。</u></p> <p>b <u>厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</u></p> <p><u>サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。</u></p>	1、 2以外の者	ADL値が0以上25 以下	1	ADL値が30 以上50 以下	1	ADL値が55 以上75 以下	2	ADL値が80 以上100 以下	3	2、 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者	ADL値が0以上25 以下	0	ADL値が30 以上50 以下	0	ADL値が55 以上75 以下	1	ADL値が80 以上100 以下	2		留意事項 第2の3の 2(12)①ハ
1、 2以外の者	ADL値が0以上25 以下	1																				
	ADL値が30 以上50 以下	1																				
	ADL値が55 以上75 以下	2																				
	ADL値が80 以上100 以下	3																				
2、 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者	ADL値が0以上25 以下	0																				
	ADL値が30 以上50 以下	0																				
	ADL値が55 以上75 以下	1																				
	ADL値が80 以上100 以下	2																				

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p><u>c ADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFEを用いてADL利得に係る基準を満たすことを確認すること。</u></p> <p>⑦ <u>令和3年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から12月後までの1年間とします。ただし、令和3年4月1日までに算定基準に適合しているものとして市長に届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができます。</u> <u>a 令和2年4月から令和3年3月までの期間</u> <u>b 令和2年1月から令和2年12月までの期間</u></p> <p>⑧ <u>令和4年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市長に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とします。</u></p> <p><u>ハ、〔ADL維持等加算（Ⅲ）について〕</u></p> <p>① <u>令和3年3月31日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であって、〔ADL維持等加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定上の留意事項〕に係る届け出を行っていないものは、令和5年3月31日までの間はADL維持等加算（Ⅲ）を算定することができます。この場合の算定要件等は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算（Ⅰ）の要件によるものとします。</u></p> <p>② <u>ADL維持等加算（Ⅲ）の算定に係る事務処理手続等の詳細については、「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」（平成30年4月6日老振発第0406第1号、老老発第0406第3号）におけるADL維持等加算（Ⅰ）の事務処理手続等を参考にしてください。</u></p>		<p>留意事項第2の3の2(12)①ト</p> <p>留意事項第2の3の2(12)①チ</p> <p>留意事項第2の3の2(12)②イ</p> <p>留意事項第2の3の2(12)②ロ</p>
12 認知症加算	地密	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※届出には、以下の添付書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・認知症介護指導者研修修了書写し、認知症介護実践リーダー研修修了書写し、認知症介護実践者研修終了書写しのいずれか。 ・認知症加算算定表（詳細については、埼玉県の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表添付書類等チェックリスト」の様式を参考にしてください。） <p>【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p>ア 指定指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。</p> <p>イ 指定指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。</p>	はい・いいえ	<p>平18厚労告126別表2の2注13</p> <p>平27厚労告95第51号の4</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>ウ 指定指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。</p> <p>【厚生労働大臣が定める利用者】 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>※ 認知症加算は、暦月ごとに、指定指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上配置する必要があります。</p> <p>このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。</p> <p>なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。</p> <p>具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の間25を参照してください。</p> <p>※ 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当りの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。</p> <p>具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の間31を参照してください。</p> <p>なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で認知症高齢者の日常生活自立度が変更になった場合は、月末の認知症高齢者の日常生活自立度を用いて計算します。</p> <p>※ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。</p> <p>イ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。</p> <p>ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市に届出を提出しなければなりません。</p>	はい・いいえ	<p>平27厚労告 94第35号の 5(準用第16 号)</p> <p>報酬留意事 項通知第 2・3の 2(12)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、 ①認知症介護指導者研修 ②日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ③日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ④日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」を指します。 ただし、④については認定証が発行されている者に限ります。</p> <p>※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、 ①認知症介護実践リーダー研修 ②日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ③日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ④日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」を指します。 ただし、④については認定証が発行されている者に限ります。</p> <p>※ 「認知症介護に係る実践的な研修」とは、 『認知症介護実践者等養成事業の実施について(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)』及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省計画課長通知)」に規定する「認知症介護実践者研修」を指します。</p> <p>※ 認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修の修了者は、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があります。</p> <p>※ 認知症加算について、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができます。また、中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに、中重度者ケア体制加算も算定できます。</p> <p>※ 認知症加算を算定している事業所にあつては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成してください。</p> <p>なお、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するケアを行うなどの目標を地域密着型通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、地域密着型通所介護の提供を行うことが必要です。</p>		<p>報酬留意事項通知第2・6(11)②、④</p> <p>「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 4) (令和3年3月29日)」参照</p> <p>平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (平成27年4月1日) 問36</p>
13 若年性認知症利用者受入加算 <u>(総合事業も同様)</u>	地密 総合	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所及びにおいて、若年性認知症利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位(通所介護相当サービスは1日につき240単位)を所定単位数に加算していますか。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所型サービスを行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算していますか。</p>	はい・いいえ はい・いいえ	平18厚労告126別表2の2注16 平12厚告19別表6の注10

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	共通	<p>【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p>受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p> <p>※ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。</p> <p>※ 若年性認知症利用者受入加算は、認知症加算を算定している場合は算定しません。</p>		<p>平27厚労告95第18号</p> <p>報酬留意事項通知第2・3の2(13)</p>
14 <u>栄養アセスメント加算</u> <u>(総合事業も同様)</u>	共通	<p>次の(1)から(4)のいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定できません。</p> <p>※ 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか</p> <p>※ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行ってください。</p> <p>(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下、「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。</p> <p>(3) 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、アからエまでに掲げる手順により行っていきますか。</p> <p>ア：利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。</p> <p>イ：管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。</p> <p>ウ：ア及びイの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。</p> <p>エ：低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平18厚労告126別表2の2注17</p> <p>留意事項第2の3の2(15)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>(4) 利用者の体重については、1月毎に測定していますか。</p> <p>※ <u>原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定できませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定することができます。</u></p> <p>(5) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。</p> <p>※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。</p> <p>(6) 定員超過減算及び人員欠如減算に該当していませんか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>大臣基準告示第十八の二</p>
15 栄養改善加算	共通	<p>次のア～オのいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき<u>200</u>単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。</p> <p>※ <u>栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。また、通所介護相当サービスにおいて栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者とうができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意してください。</u></p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>平18厚労告126別表2の2注15</p> <p>実施要綱第6第2号</p> <p>令3厚労告72別表2のへ</p> <p>留意事項第2の3の2(16)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>ア 当該事業所の職員として、又は外部【他の介護事業所(栄養改善加算の対象事業所に限る)・医療機関・介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。</p> <p>イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職、生活相談員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い<u>必要に応じて当該利用者の居室を訪問し</u>、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>栄養改善加算を算定できる利用者</p> <p>① 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のア～オのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者としていますか。</p> <p>ア BMIが18.5未満である者</p> <p>イ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」に該当する者</p> <p>ウ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>エ 食事摂取量が不良(75%以下)である者</p> <p>オ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>※ なお、次のような問題を有する者については、上記ア～オのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>平27厚労告95第19号</p> <p>平24厚労告96第13</p> <p>報酬留意事項通知第2・3の2(14)</p> <p>平成30年度介護報酬改定に関するQ&A</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 生活機能の低下の問題 ・ 褥瘡に関する問題 ・ 食欲の低下の問題 ・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。） <p>栄養改善サービスの提供は次の手順を経て行ってください</p> <p>① 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握していますか。</p> <p>② 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行っていますか。</p> <p>③ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成していますか。</p> <p>④ 作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。</p> <p>※ 栄養ケア計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができます。</p> <p>⑤ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供していますか。</p> <p>⑥ 栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していますか。</p> <p>⑦ <u>栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供していますか。</u></p> <p>⑧ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>⑧ ⑦の評価の結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供していますか。</p> <p>⑨ ⑦の評価の結果、栄養改善加算を算定できる利用者の要件のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供していますか。</p> <p>※ サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はありません。</p> <p>※ <u>要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスをおおむね3月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了してください。</u></p>	はい・いいえ	
16 口腔・栄養スクリーニング加算	共通	<p><u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</u></p> <p><u>口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可。</u> <u>当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定できません。</u></p> <p><u>イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位</u> <u>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位</u></p> <p>【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p><u>イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)</u> <u>次に掲げる基準(1)と(2)のいずれかに適合すること。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>① 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。</u></p> <p><u>② 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。</u></p> <p><u>③ 算定日が属する月が、次に掲げる(一)及び(二)のいずれにも該当していませんか。</u></p>	はい・いいえ	<p>平18厚労告126別表2の2注19</p> <p>平27厚労告95第五十一の六イ</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>(一) <u>栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</u></p> <p>(二) <u>当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</u></p> <p>④ <u>定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。</u></p> <p>ロ <u>口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>次のアまたはイのいずれかに適合していますか。</u> <u>ア 次に掲げる基準(一)と(二)、(三)のいずれにも適合していること。</u> <u>(一) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)の①に適合すること</u> <u>(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</u> <u>(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</u></p> <p><u>イ 次に掲げる基準(一)と(二)のいずれにも適合していること。</u> <u>(一) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)の②に適合すること。</u> <u>(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</u> <u>(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</u></p> <p><u>[留意事項]</u> <u>① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行っていますか。</u></p> <p><u>② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施していますか。</u></p> <p><u>※ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)の場合にあつては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができます。</u></p> <p><u>③ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供していますか。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平27厚労告 95 第五十一の 六ロ</p> <p>留意事項 第2の3の2 (17) ①</p> <p>留意事項 第2の3の2 (17) ②</p> <p>留意事項 第2の3の2 (17) ③</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p><u>イ 口腔スクリーニング</u> <u>a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者</u> <u>b 入れ歯を使っている者</u> <u>c むせやすい者</u></p> <p><u>ロ 栄養スクリーニング</u> <u>a BMIが18.5未満である者</u> <u>b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo. 11の項目が「1」に該当する者</u> <u>c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</u> <u>d 食事摂取量が不良（75%以下）である者</u></p> <p><u>④ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施していますか。</u></p> <p><u>※ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算が算定できません。</u></p>		<p>留意事項 第2の3の2 (17) ③</p> <p>留意事項 第2の3の2 (17) ④</p> <p>留意事項 第2の3の2 (17) ⑤</p>
17 口腔機能向上加算	共通	<p>次のア～オのいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、<u>基準に掲げる区分に従い</u>3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき<u>次に掲げる単位数</u>を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。</p> <p>口腔機能向上加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可 ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p>	はい・いいえ	<p>平18厚労告 126別表2の 2注20</p> <p>平27厚労告 95第20号</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p><u>イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位</u> <u>ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位</u> 【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p>イ <u>口腔機能向上加算（Ⅰ）</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していますか。</u></p> <p><u>(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。</u></p> <p><u>(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していますか。</u></p> <p><u>(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していますか。</u></p> <p><u>(5) 定員超過減算及び人員欠如減算に該当していませんか。</u></p> <p>ロ <u>口腔機能向上加算（Ⅱ）</u> <u>(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）の(1)から(5)までのいずれにも適合していますか。</u></p> <p><u>(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。</u></p> <p><u>※ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととします。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</u></p> <p><u>サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。</u></p> <p>口腔機能向上加算を算定できる利用者</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>① 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア～ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者としていますか。</p> <p>ア 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者</p> <p>イ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者</p> <p>ウ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者</p> <p>※ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。</p> <p>共通 ※ 利用者が歯科医療を受診している場合であって、次のア又はイのいずれかに該当する場合にあっては、本加算は算定できません。</p> <p>ア 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合</p> <p>イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合</p> <p>口腔機能向上サービスの提供の手順</p> <p>① 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握していますか。</p> <p>② 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行っていますか。</p> <p>③ 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。</p> <p>④ 作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。</p> <p>※ 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができます。</p> <p>⑤ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供していますか。</p> <p>⑥ 口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>報酬留意事項通知第2・3の2(18)</p> <p>留意事項第2の3の2(18)⑤</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	共通	<p>⑦ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行っていますか。</p> <p>⑧ ⑦の評価の結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供していますか。</p> <p>⑨ ⑦の評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であつて、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供していますか。</p> <p>ア 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者</p> <p>イ 口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者</p> <p>※ サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はありません。</p> <p>※ <u>口腔機能向上サービスの適切な実施のため、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号）」を参考にしてください。</u></p> <p>※ <u>口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。また、通所介護相当サービスにおいて口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意してください。</u></p> <p>※ <u>なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスをおおむね3月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了してください。</u></p>	はい・いいえ	留意事項 第2の3の2 (18)
18 科学的介護推進体制加算	共通	<p><u>次の(1)と(2)のいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合、科学的介護推進体制加算として、1月について40単位を所定単位数に加算していますか。</u></p>	はい・いいえ	平18厚労告126 別表2の2注21 令3厚労告72 別表2のワ 留意事項 第2の3の2 (19) ①

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p><u>※ 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに以下の(1)と(2)の要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できます。</u></p> <p><u>(1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していますか。</u></p> <p><u>※ 情報提出についてはLIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</u></p> <p><u>(2) 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。</u></p> <p><u>※ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められます。</u></p> <p><u>ア 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。</u></p> <p><u>イ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。</u></p> <p><u>ウ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。</u></p> <p><u>エ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>留意事項 第2の3の2 (19) ②</p> <p>留意事項 第2の3の2 (19)</p>
19 サービス提供体制強化加算	地密	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し地域密着型通所介護を行った場合は、次の区分に従い、1回につき次の所定単位数を加算していますか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位</p>	<p>はい・いいえ</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>平18厚労告 126別表2の 2ハ</p>
	総合	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た通所型サービス事業所が利用者に対し通所型サービスを行った場合は、次の区分に従い、1回につき次の所定単位数を加算していますか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援1 88単位 要支援2 176単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 要支援1 72単位 要支援2 144単位</p>	<p>はい・いいえ</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		(3) サービス提供体制強化加算 <u>(Ⅲ)</u> 要支援1 24単位 要支援2 48単位	□	
	共通	<p>【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p>(1) <u>サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)</u> <u>①と②のいずれにも適合すること。</u></p> <p>① <u>次のいずれかに適合していますか。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。</u> ・ <u>指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</u> </p> <p>② <u>定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。</u></p> <p>(2) <u>サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)</u> <u>①と②のいずれにも適合すること。</u></p> <p>① <u>指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上ですか。</u></p> <p>② <u>定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。</u></p> <p>③ <u>サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)</u> <u>①と②のいずれにも適合すること。</u></p> <p>① <u>次のいずれかに適合していますか。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</u> ・ <u>指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。</u> </p> <p>② <u>定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。</u></p> <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用います。</p> <p>※ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければなりません。 したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降、届出が可能となるものです。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平27厚労告95第51号の8</p> <p>報酬留意事項通知第2・3の2(25)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としてします。 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。具体的には、令和2年4月における勤続年数3年以上の者とは、令和2年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいいます。 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができることとします。 通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員です。</p> <p>※ 同一の事業所において地域密着型通所介護と通所型サービスを一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。</p>		
20 介護職員処遇改善加算	共通	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所及び通所型サービス事業所が、利用者に対し、地域密着型通所介護及び通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年3月31日までの間（(IV)及び(V)については令和4年3月31日までの間）</u>、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） <u>基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の59/1000</u></p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） <u>基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の43/1000</u></p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） <u>基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の23/1000</u></p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の90/100</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の80/100</p> <p>【厚生労働大臣が定める算定基準】 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示95号）第51の9号(略)</p> <p>※ <u>「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）</u></p> <p><u><算定要件></u> <u>加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。</u></p> <p><u>加算(Ⅰ)：キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。</u></p> <p><u>加算(Ⅱ)：キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。</u></p> <p><u>加算(Ⅲ)：キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。</u></p>	はい・いいえ	平18厚労告126別表2の2ニ

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
	共通	<p><u>〔キャリアパス要件Ⅰ〕</u> <u>「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（賃金に関するものを含む。）」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それらを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。</u></p> <p><u>〔キャリアパス要件Ⅱ〕</u> <u>職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びA又はBに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。</u> <u>A・・・資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。</u> <u>B・・・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。</u></p> <p><u>〔キャリアパス要件Ⅲ〕</u> <u>次の①及び②の全てに適合すること。</u> <u>① 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のA～Cのいずれかに該当する仕組みであること。</u></p> <p><u>A：経験に応じて昇給する仕組み</u> <u>「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。</u></p> <p><u>B：資格等に応じて昇給する仕組み</u> <u>「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</u></p> <p><u>C：一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み</u> <u>「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</u></p> <p><u>〔職場環境等要件〕</u> <u>届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の以下の内容を全ての介護職員に周知していること。</u> <u>① 入職促進に向けた取組</u> <u>② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援</u> <u>③ 両立支援・多様な働き方の推進</u> <u>④ 腰痛を含む心身の健康管理</u> <u>⑤ 生産性向上のための業務改善の取組</u> <u>⑥ やりがい・働きがいの情勢</u></p>		

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
21 介護職員等特定処遇改善加算	共通	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) <u>介護職員等特定処遇改善加算 (I)</u> 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の12/1000</p> <p>(2) <u>介護職員等特定処遇改善加算 (II)</u> 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の10/1000</p> <p>【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p>※ 「<u>介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</u>」 (令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知)</p> <p><u><算定要件></u> 特定処遇改善加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。 特定処遇改善加算 (I) : <u>介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。</u> 特定処遇改善加算 (II) : <u>現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。</u></p> <p><u>〔介護福祉士の配置等要件〕</u> サービス提供体制強化加算の (I) または (II) の区分を算定していること。</p> <p><u>〔現行加算要件〕</u> 介護職員処遇改善加算の (I) から (III) までのいずれかを算定していること。 ※ <u>特定処遇改善加算と同時に処遇改善加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含みます。</u></p> <p><u>〔職場環境等要件〕</u> 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善 (賃金改善を除く。) の以下の内容を全ての介護職員に周知していること。 ※ <u>この処遇改善については、複数の取組を行うこととし、以下の①から⑥の区分ごとに1以上の取組を行うこと。介護職員処遇改善加算と当該加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではないこと。</u></p> <p>① <u>入職促進に向けた取組</u> ② <u>資質の向上やキャリアアップに向けた支援</u> ③ <u>両立支援・多様な働き方の推進</u> ④ <u>腰痛を含む心身の健康管理</u> ⑤ <u>生産性向上のための業務改善の取組</u> ⑥ <u>やりがい・働きがいの情勢</u></p>	はい・いいえ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	平18厚労告126別表2の2ホ 平27厚労告95第51の10

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p><u>〔見える化要件〕</u> <u>特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。</u></p> <p><u>※ 具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。なお、当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。</u></p> <p><u>※ 当該要件については、令和4年度から算定要件となります。</u></p>		
22 生活機能向上グループ活動加算	総合	<p>次のア～ウのいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき100単位を加算していますか。</p> <p>ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他通所型サービス事業所の従業員が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス個別計画を作成していること。</p> <p>イ 通所型サービス個別計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。</p> <p>※ 同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、生活機能向上グループ活動加算は算定しません。</p> <p>※ 生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できます。 集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できません。</p> <p>当該加算を算定する場合は、次の1から3までを満たすことが必要です。</p> <p>1 生活機能向上グループ活動の準備</p> <p>① 利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組んでいますか。</p>	はい・いいえ	平18厚労告127別表6のロ 平18老計・老振・老老0317001第二の7(1) 平18老計・老振・老老0317001第二の7(1)

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>④ 生活機能向上グループ活動の実施時間、実施頻度、実施期間は次のとおりとしていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時間 利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間 ・実施頻度 1週につき1回以上 ・実施期間 おおむね3月以内 <p>介護職員等は、上記の実施時間等について、当該利用者に説明し、同意を得ていますか。</p> <p>⑤ ①～④までの手順により得られた結果は、通所型サービス計画に記録していますか。</p> <p>3 生活機能向上グループ活動の実施方法</p> <p>① 介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしていますか。</p> <p>② 生活機能向上グループ活動は、一のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて1人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切に支援を行っていますか。</p> <p>③ 介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録していますか。</p> <p>④ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行っていますか。</p> <p>⑤ 実施期間終了後、到達目標の達成状況及びⅡの①で把握した、要支援状態の後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと、現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割、近隣との交流の状況等について確認していますか。</p> <p>その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する介護予防支援事業者に報告していますか。</p> <p>また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び介護予防支援事業者と検討していますか。</p> <p>その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直していますか。</p>	はい・いいえ	
23 運動器機能向上加算	総合	<p>次のア～オのいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき225単位を加算していますか。</p> <p>ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。</p>	はい・いいえ	平18厚労告127別表6のハ

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して運動器機能向上計画を作成していること。</p> <p>ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</p> <p>エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない通所型サービス事業所であること。</p> <p>運動器機能向上サービスについては、次の①～⑦までに掲げるとおり実施してください。</p> <p>① 利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握していますか。</p> <p>② 理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標（以下「長期目標」という。）及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定していますか。</p> <p>長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る通所型サービス計画と整合を図っていますか。</p> <p>③ 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成していますか。</p> <p>実施期間については、運動の種類によって異なるものの、概ね3月間程度としていますか。</p> <p>作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上計画の対象となる利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ていますか。</p> <p>※ 運動器機能向上計画に相当する内容を通所型サービス個別計画の中に記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができます。</p> <p>④ 運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平27厚労告 95 第七号</p> <p>平18老計・ 老振・老老 0317001 第二の7(2)</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。</p> <p>運動器機能向上計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば直ちに当該計画を修正していますか。</p> <p>⑤ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行っていますか。</p> <p>⑥ 運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告していますか。</p> <p>介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされた場合に、①～⑥までの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供していますか。</p> <p>※ サービスの提供の記録において利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が、利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する必要はありません。</p>	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
24 選択的サービス複数実施加算	総合	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算(I) 480単位</p> <p>(2) 選択的サービス複数実施加算(II) 700単位</p> <p>【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p>① 選択的サービス複数実施加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち、2種類のサービスを実施していること。 イ 利用者が通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。 ウ 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。</p> <p>② 選択的サービス複数実施加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。 イ ①のイ及びウの基準に適合すること。</p>	はい・いいえ	平18厚労告127別表6のへ 平27厚労告95第百九号

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ 運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、上記の加算は算定しません。 また、加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかを算定している場合においては、その他の加算(Ⅰ)(Ⅱ)は算定できません。</p> <p>※ 当該加算の算定に当たっては以下の点に留意してください。 ア 実施する選択的サービスごとに、各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。 イ いずれかの選択的サービスを週1回以上実施すること。 ウ 複数の種類の選択的サービスを組み合わせる実施するに当たって各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図りより効果的なサービスの提供方法等について検討すること。</p>		平18老計・老振・老老0317001 第二の7(5)
25 事業所評価加算	総合	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所において、評価対象期間【本加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間(市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間)】の満了日の属する年度の次の年度内に限り、1月につき120単位を加算していますか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p>ア 定員利用・人員基準に適合しているものとして市長に届出て運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス、(以下「選択的サービス」という。)を行っていること。</p> <p>イ 評価対象期間における当該通所型サービス事業所の利用実人員数が10人以上であること。</p> <p>ウ 評価対象期間における当該通所型サービス事業所の提供する選択的サービスの利用実人員数を当該通所型サービス事業所の利用実人員数で除して得た数が0.6以上であること。 評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数÷評価対象期間内 に通所型サービスを利用した者の数\geq0.6</p> <p>エ 次に掲げる(2)の規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が0.7以上であること。 要支援状態区分の維持者数+改善者数\times2÷評価対象期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数\geq0.7</p> <p>※ 評価対象期間において、当該通所型サービス事業所の提供する選択的サービスを3月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定(以下「要支援更新認定等」という。)を受けた者の数。</p>	はい・いいえ	<p>平18厚労告127 別表6のト 平27厚労告94 第八十二号</p> <p>平27厚労告95 第一百号</p> <p>平18老計・老振・老老0317001 第二の7(6) ①</p> <p>平18老計・老振・老老0317001 第二の7(6) ②</p>

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者（介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に定める目標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等において、非該当と判定されたものの人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの。</p>		
26 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合	共通	<p>地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき94単位（通所型サービスの場合は1月につき要支援1は376単位、要支援2は752単位）を所定単位数から減算していますか。</p> <p>ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 「同一建物」とは、当該通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。</p> <p>また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該通所介護事業所の通所介護事業者と異なる場合であっても該当します。</p> <p>※ なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。</p> <p>具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難（当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合）である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該通所介護事業所との間の往復の移動を介助した場合に限られます。</p> <p>ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護計画に記載してください。</p> <p>また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。</p>	はい・いいえ	平12厚告19別表6の注16 平12老企36第二の7(14)① 平12老企36第二の7(14)②
27 送迎を行わない場合	地域	<p>利用者に対して、その居宅と地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算していますか。</p>	はい・いいえ	平18厚労告126別表2の2注22

自主点検項目	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>※ 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など、事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。</p> <p>ただし、事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に地域密着型通所介護を行った場合の減算の対象となっている場合には、本減算の対象となりません。</p>		報酬留意事項通知第2・3の2(18)
28 サービス種類相互の算定関係	共通	<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、地域密着型通所介護費は算定していませんか。</p>	いない・いる	平18厚労告126別表2の2注15

自主点検項	サ種	自主点検のポイント	自主点検結果	根拠法令等
		<p>◎事業所等の数が20未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 <p>◎事業所等の数が20以上100未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 <p>◎事業所等の数が100以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 <p>② 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。</p> <p>③ 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。</p> <p>※ 具体的な取組を行っている場合は、次のア～カを○で囲み、カについては内容を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている ウ 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている エ 業務管理体制についての研修を実施している オ 法令遵守規程を整備している カ その他（ ） <p>④ 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>59</p>